

牧之原市災害時協力井戸水質検査費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、災害時における生活用水を確保するため、災害時協力井戸の登録対象者（災害時協力井戸として登録を希望した井戸の所有者等であって、市長が登録する必要があると認めた井戸の所有者等をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則（平成17年牧之原市規則第28号）、及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時協力井戸 消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の規定による消防水利の指定がされている井戸及び防火井戸（同項の規定による消防水利の指定がされていない井戸であって、消防の用に供するために設置されているものをいう。）以外の井戸であって、災害時に生活用水の提供が可能な井戸として市長の登録を受けたものをいう。
- (2) 水質検査 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める項目のうち、別表に定める水質検査項目について、同法第20条第3項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者が行う検査のことをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、災害時協力井戸の登録を希望する井戸の水質検査に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、水質検査に要した費用の全てとし、1万1,000円を上限とする。（当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 水質検査に係る見積書
- (2) 対象となる井戸の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定において、次に掲げる条件を付する。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業費の20パーセントを超える減額又は補助金の増額をしようとする場合

- イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (4) その他市長が必要と認める条件
(変更又は中止の承認申請)

第8条 交付の決定を受けた補助内容を変更又は中止しようとするときは、変更(中止)承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 水質検査に係る費用の変更後の見積書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
(変更又は中止の承認)

第9条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更(中止)承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 検査業者から水質検査結果を受け取り、支払が完了したときは、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 水質検査結果の写し
- (2) 水質検査に要した費用に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付の確定)

第11条 市長は、実績報告があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、交付確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金を請求するときは、前条に規定する交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

交付申請書

年 月 日

牧之原市長

住 所
申請者 氏 名
連 絡 先

年度において牧之原市災害時協力井戸に係る水質検査を実施するため、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額	円
見積金額（税込）	円
井戸の所在地	
関係書類	①水質検査に係る見積書 ②対象となる井戸の写真 ③その他市長が必要と認める書類
☐ 検査の結果、生活用水として使用できると判断された場合は、災害時協力井戸に登録します。	

第 年 月 日

様

牧之原市長

交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった災害時協力井戸水質検査費補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 井戸の所在地
- 3 交付の条件
 - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業費の 20 パーセントを超える減額又は補助金の増額をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。
 - (4) 牧之原市補助金等交付規則及び牧之原市災害時協力井戸に係る水質検査費補助金交付要綱を遵守すること。
 - (5) その他市長が必要と認める条件

様式第3号（第8条関係）

変更（中止）承認申請書

年 月 日

牧之原市長

住 所
申請者 氏 名
連 絡 先

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた牧之原市
災害時協力井戸水質検査費補助金を次の通り変更（中止）したいので、承認され
るよう関係書類を添えて申請します。

1 （変更・中止）の理由

2 補助金額の変更

（1）変更後 円
（2）変更前 円

様式第4号（第9条関係）

第 年 月 日
号

様

牧之原市長

変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった災害時協力井戸水質検査費補助金
の変更（中止）について、次のとおり承認します。

1 変更（中止）の内容

2 補助金額の変更

- | | |
|--------|---|
| （1）変更後 | 円 |
| （2）変更前 | 円 |

様式第 5 号（第 10 条関係）

実績報告書

年 月 日

牧之原市長

住 所
申請者 氏 名
連 絡 先

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた事業が完了したため、次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助金額	円
井戸の所在地	
関係書類	①水質検査結果の写し ②水質検査に要した費用に係る領収書の写し ③その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 11 条関係）

第 年 月 日 号

様

牧之原市長

交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した牧之原市災害時協力井戸水質検査費補助金について、次のとおり確定します。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第 7 号（第 12 条関係）

請求書

金 円

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定
を受けた、牧之原市災害時協力井戸水質検査費補助金について、上記のとおり
請求します。

年 月 日

牧之原市長

住 所
氏 名
連 絡 先

口座振込先金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

(ふりがな)

口座名義人

別表（第2条関係）

水質検査項目（11項）

No.	項目名
1	一般細菌
2	大腸菌
3	亜硝酸態窒素
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
5	塩化物イオン
6	有機物（全有機炭素（TOC））
7	pH値
8	味
9	臭気
10	色度
11	濁度